

## 横須賀市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「骨髄バンク」という。）が実施する骨髄バンク事業において骨髄又は末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）を提供する者（以下「ドナー」という。）及びドナーが勤務する事業所に対し、横須賀市骨髄移植ドナー支援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、骨髄等の移植及びドナー登録の増加を図ることを目的とする。

### (交付対象者)

第2条 助成金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者及びその者が勤務する国内の事業所等（国、地方公共団体及び独立行政法人を除く。）とする。

- (1) 本市に住所を有する者
- (2) 骨髄提供に伴う休暇の制度がない事業所等に勤務する者
- (3) 骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において骨髄等の提供を完了した者
- (4) この要綱による助成金と同様の趣旨の他の助成金の交付等を受けていない者

### (助成内容)

第3条 助成金の額は、予算の範囲内において、別表のとおりとする。ただし、助成の対象となる通院等の日数は、通算して7日を限度とする。

### (交付の申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、医療機関での骨髄等の提供が完了し、当該医療機関を退院した日の翌日から起算して1年以内に横須賀市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書（ドナー用）（第1号様式）又は横須賀市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書（事業所用）（第2号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 骨髄バンクが発行した骨髄等の提供が完了したことを証する書類
- (2) 健康保険証の写し（ドナーが勤務する国内の事業所等を除く。）
- (3) ドナーとの雇用契約を証する書類（ドナーが勤務する国内の事業所等に限る。）

### (助成金の交付)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、交付の可否を決定し、横須賀市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付決定（却下）通知書（第3

号様式)により当該申請を行った者に通知し、助成金の交付が適当と認めるときは、当該申請者が指定する金融機関の口座に助成金を振込むものとする。

(その他の事項)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、健康部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

骨髄等の提供のための通院等の 内容	助成金の額	
	ドナー	ドナーが勤務する 事業所
健康診断に係る通院	1日につき2万円	1日につき1万円
自己血貯血に係る通院		
骨髄等の採取に係る通院		
骨髄バンクが必要と認める通 院、入院及び面接		

第1号様式（第4条関係）

横須賀市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書（ドナー用）

年 月 日		
（あて先）横須賀市長		
住所		
申請者	氏名	(印)
電話		
次のとおり申請します。 なお、市が保有する個人情報に関する調査及び勤務先等に問い合わせることに同意します。		
生年月日		
勤務先		
対象期間		
骨髄等を提供した日		申請金額

振込口座	金融機関名			
	フリガナ		預金種別	
	口座名義人		口座番号	

第 2 号様式（第 4 条関係）

横須賀市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書（事業所用）

年 月 日			
（あて先）横須賀市長		所在地 事業所名 申請者 代表者氏名 電話	
(印)			
次のとおり申請します。			
ドナー氏名		ドナーの 生年月日	
ドナー住所			
対象期間			
申請金額			

振 込 口 座	金融機関名			
	フリガナ		預金種別	
	口座名義人		口座番号	

第 3 号様式（第 5 条関係）

横須賀市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付決定（却下）通知書

第 号  
年 月 日

住所  
申請者 氏名 様  
事業所にあつては、所  
在地、事業者名及び代  
表者氏名

横須賀市長

印

年 月 日に申請がありました、骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請について、次のとおり決定したので通知します。

- 1 決定内容 交付 却下
- 2 交付金額 円
- 3 却下の理由